○国土交通省令第九十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十五項、第十条第四項（同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項、第三十六条、第六十二条、第六十三条、第七十一条の三第二項及び第三項、第七十三条の二、第七十六条の二、第九十七条第一項及び第二項、第百三十七条第一項及び第二項並びに第百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
（計器気象状態） **第五条**　法第二条第十五項の国土交通省令で定める視界上不良な気象状態は、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ当該各号に掲げる気象状態（以下「有視界気象状態」という。）以外の気象状態とする。 一・二　（略） 三　管制区、管制圏及び情報圏以外の空域を地表又は水面から三百メートル以下の高度で飛行する航空機（次号に掲げる航空機を除く。）　次に掲げる条件に適合する気象状態（他の物件との衝突を避けることができる速度で飛行するヘリコプター及びマルチローターについては、イに掲げるものを除く。） イ・ロ　（略） 四　（略） （救急用具） **第百五十条**　航空機は、次の表に掲げるところにより、救急用具を装備しなければこれを航空の用に供してはならない。			
区分	品目	数量	条件
一	（略）	（略）	（略）
二	イ～ハ　（略） ニ　電気を動力源とする垂直離着陸飛行機（滑走をせずに離陸し、又は着陸することができる飛行機をいう。以下同じ。）又はマルチローターが、水上を三分以上飛行する場合	（略）	（略）
三	（略）	（略）	（略）
2～5　（略）			

改正前			
（計器気象状態） **第五条**　法第二条第十五項の国土交通省令で定める視界上不良な気象状態は、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ当該各号に掲げる気象状態（以下「有視界気象状態」という。）以外の気象状態とする。 一・二　（略） 三　管制区、管制圏及び情報圏以外の空域を地表又は水面から三百メートル以下の高度で飛行する航空機（次号に掲げる航空機を除く。）　次に掲げる条件に適合する気象状態（他の物件との衝突を避けることができる速度で飛行するヘリコプターについては、イに掲げるものを除く。） イ・ロ　（略） 四　（略） （救急用具） **第百五十条**　航空機は、次の表に掲げるところにより、救急用具を装備しなければこれを航空の用に供してはならない。			
区分	品目	数量	条件
一	（略）	（略）	（略）
二	イ～ハ　（略） （新設）	（略）	（略）
三	（略）	（略）	（略）
2～5　（略）			